

1 今後のスケジュール(予定)

項 目	令和6年 11月配分	令和6年 12月配分	令和7年 1月配分	令和7年 2月配分	令和7年 3月配分	令和7年 4月配分	令和7年 5月配分
市町村へ提出	9月上旬	10月上旬	11月上旬	12月上旬	1月上旬	2月上旬	3月上旬
利用権設定日	令和6年 11月30日	令和6年 12月31日	令和7年 1月31日	令和7年 2月28日	令和7年 3月31日	令和7年 4月30日	令和7年 5月31日

注 1) 書類提出期限は、市町村担当課に早めに確認してください。 注 2) 上記以外の配分月を希望される場合は、相談窓口にご相談ください。

県内の相談窓口 ～お近くの相談窓口をご利用ください～

- 【事務関係】 公益社団法人富山県農林水産公社農地中間管理部 TEL 076-441-7395 (富山県農地中間管理機構)
- 【補助金関係】 富山県農林水産部農業経営課経営体支援係 TEL 076-444-3266

市町村名	担当課名	電話番号	関係機関	電話番号
富山市	農政企画課	076-443-2081	富山市担い手育成総合支援協議会	076-443-2081
高岡市	農業水産課	0766-20-1308	高岡地域担い手育成総合支援協議会	0766-20-1308
魚津市	農林水産課	0765-23-1032	魚津市農業再生協議会	0765-23-1032
氷見市	農林畜産課	0766-74-8086	氷見市担い手育成支援協議会	0766-74-8086
滑川市	農 林 課	076-475-1443	滑川市担い手育成総合支援協議会 公益財団法人 滑川市農業公社	076-475-1443 076-476-0285
黒部市	農業水産課	0765-54-2603	黒部市農業再生協議会	0765-54-2603
砺波市	農業振興課	0763-33-1427	砺波市農業再生協議会	0763-33-1427
小矢部市	農 林 課	0766-67-1760 (内線 421)	小矢部市担い手育成総合支援協議会	0766-67-1760 (内線 421)
南砺市	農 政 課	0763-23-2020	南砺市農業再生協議会	0763-23-2020
射水市	農林水産課	0766-51-6677	射水市農業再生協議会	0766-51-6678
舟橋村	生活環境課	076-464-1121 (内線 45)	舟橋村地域担い手育成総合支援協議会	076-464-1121 (内線 45)
上市町	産 業 課	076-472-2503	上市町担い手育成総合支援協議会	076-472-2503
立山町	農業委員会 事務局	076-462-9972	立山町地域担い手育成総合支援協議会	076-462-9972
入善町	がんばる 農政課	0765-72-3821	公益財団法人 入善町農業公社	0765-74-9370
朝日町	農林水産課	0765-83-1100		

農地中間管理事業を農地を貸したい方

農地を借りたい方利用してみませんか！

農地中間管理事業はこんな仕組みです！

農地中間管理事業は、法令に基づき農地中間管理機構（（公社）富山県農林水産公社）が、所有者から農地を借り受け、農業経営の規模拡大や効率化を考えている担い手農家に貸し付ける制度です。

◆令和7年4月以降、または地域計画策定後から農地中間管理事業等の制度が変わります。◆

- 地域の話し合いに基づく地域計画（目標地図）等に則り、農地の貸借を行います。
- 利用権設定等促進事業（いわゆる相対契約）は、令和7年4月以降、農地中間管理事業に統合され、新規契約や更新契約ができなくなります。農地中間管理事業のご利用をご検討ください。
- 貸借期間をこれまでの5年以上から原則3年以上に緩和されました。

農地を貸したい出し手のメリット

農地
中間管理機構が
責任をもって
農地を預かる
ので安心

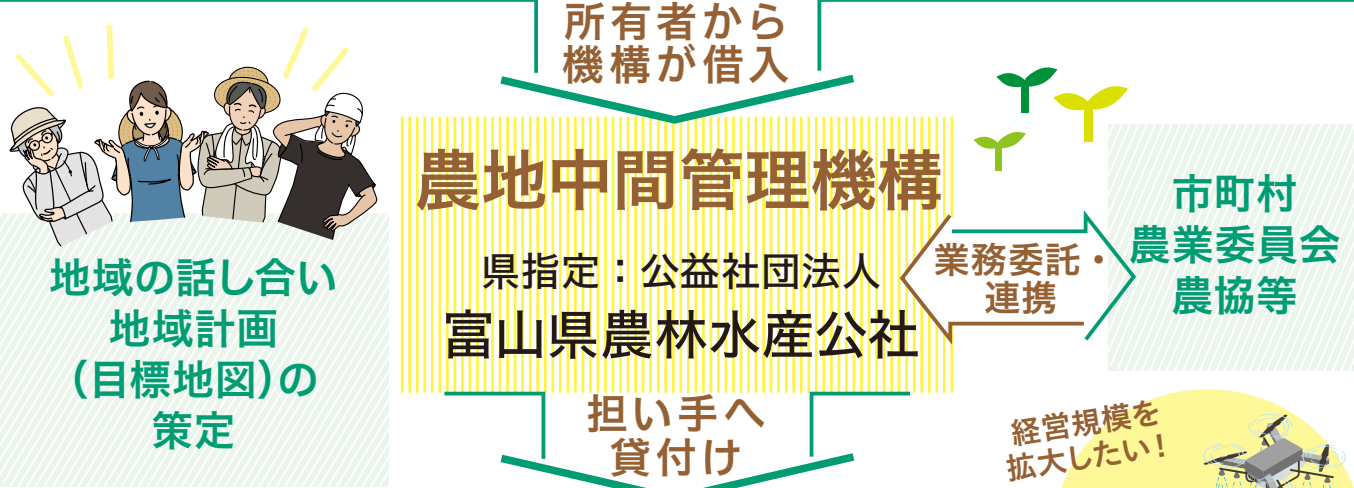
賃料は、
機構から出し手の
口座へ確実に
振り込まれる
ので安心

認定
農業者等の
担い手が
耕作する
ので安心

契約期間が
終わったら
農地をお返すする
ので安心
●引き続き貸し付ける
こともできます。

相続した
農地を
貸したい...

農業を
リタイアして
農地を貸したい
けど...



農地を借りたい担い手(受け手)のメリット

長期の
農地借り入れで
安定した営農

賃料の支払いは、
機構ひとつに
まとまり
便利

農地の集約化で、
農作業が
効率化

経営規模を
拡大したい！

詳しくは、後記の
相談窓口(裏面)へ
ご相談ください。

農地中間管理事業を利用するメリット

1 令和6年度 機構集積協力金

農地中間管理機構を活用して、担い手への農地集積・集約化に取り組む地域に対して協力が交付されます。
(1)地域集積協力金、(2)集約化奨励金の重複交付は可能です。

対象は農業振興地域内の農地に限りです！

交付対象地域

地域計画の区域、または、地域計画の策定に向けた協議の場が設けられている区域。

(1) 地域集積協力金 (集積を図る「地域」への支援)

交付要件 (1) 以下の①・②のいずれか一方の要件を満たすこと

- ① 交付対象面積の1割以上が新たに担い手に集積されること
- ② 「地域」の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する1ha以上(中山間地域及び樹園地は0.5ha以上)の団地面積が10ポイント以上増加すること

(2) 区分1～区分3の場合、農地中間管理機構への貸付等総面積に占める1ha以上(中山間地域は0.5ha以上)の団地面積が10%以上であること

交付対象 面積・単価

区分	機構の活用率(累積)		交付単価(農作業委託) [10aあたり]
	一般地域	中山間地域	
1	40%超50%以下	—	13,000円(6,500円)
2	50%超70%以下	15%超30%以下	16,000円(8,000円)
3	70%超80%以下	30%超50%以下	22,000円(11,000円)
4	80超	50%超80%以下	28,000円(14,000円)
5	—	80%超	34,000円(17,000円)

■ 交付対象面積

- ・貸付面積(貸付期間6年以上)
- ・農作業委託面積(基幹3作業以上を10年以上)

■ 機構の活用率(累積)

機構への貸付総面積+農作業委託面積
地域の農地面積

注1 中山間地域とは、農林統計上の中間農業地域又は山間農業地域。(旧市町村別)

注2 過去に交付を受けた地域で再度申請する場合には、前回の交付単価区分より上の区分で取り組む場合に交付。

(2) 集約化奨励金 (集約化を図る「地域」への支援)

①農地中間管理機構からの転貸又は農作業受託により農地の集約化に取り組む地域②また集約化の取組に併せ、受け手が位置付けられていない農地を集約化し当該農地を引き受けやすくする取組に対して奨励金が交付されます。

交付要件 目標年度までに「地域」の農地面積に占める次に掲げる団地面積の割合が10ポイント以上増加すること

① 一般タイプ

- ・地域内の農地を農業者ごとに団地化する取組を支援
- ・同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積を増加
- ・目標年度:事業実施年度の2年度後

② 受け皿準備タイプ【新規】

- ・受け手が位置付けられていない農地を団地化することで、農地を引き受けやすくする取組を支援 ※一般タイプと一体的に実施
- ・目標地図において受け手が位置付けられていない農地による1ha以上の団地面積を増加 ※中山間地域の場合は0.5ha
- ・目標年度:事業実施年度の3年度後

交付単価

区分	地域団地面積の割合	一般タイプ(農作業受託)	受け皿準備タイプ
区分1	10ポイント以上増加	10,000円/10a (5,000円/10a)	5,000円/10a
区分2	20ポイント以上増加 既に30%以上の地域は1団地 当たりの平均面積が1.5倍以上	30,000円/10a (15,000円/10a)	15,000円/10a

■ 交付対象面積

新たに団地化(増加)した

- ・転貸面積
- ・農作業受託面積(基幹3作業以上)

機構集積協力金の交付を希望される場合は、**早めに**裏面の相談窓口等にご相談下さい

2 遊休農地解消緊急対策事業

農振農用地区域内の農地に限りです

担い手へ転貸するため、機構が遊休農地を借り受け、簡易な整備を行う事業です。

交付要件

- ・草刈り、耕起等の簡易な整備で解消できる遊休農地が対象です。
- ・簡易な整備を行った年度から翌年度までに、機構が10年間以上、使用貸借(地代が0円)で借り受け貸し付けることができる農地です。

留意事項

- ・簡易な整備にかかる経費に対し10a当たり最大43,000円の補助があります。
※解消経費が43,000円/10aを上回った場合、超過分は農家負担になります。

3 農地中間管理機構に貸し付けた農地の固定資産税軽減措置

ただし、農業振興地域内の農地に限りです

対象者

- ・所有する全ての農地(10a未満の自作地を除く)を、新たにまとめて農地中間管理機構に10年以上の期間で貸し付けた者

軽減措置

- ・新たに機構に貸し付けた農地に係る固定資産税を以下の期間は1/2に軽減(所有者が機構から借り受けた自己所有地を除く)
 - ・設定期間が10年以上15年未満⇒**3年間軽減**
 - ・設定期間が15年以上⇒**5年間軽減**

実施時期

- ・令和6年1月2日～令和7年1月1日までに機構に貸し付けた場合には、令和7年度に納付する固定資産税から適用
- ・軽減措置の適用期限は、令和8年3月31日の貸し付けまで

4 Q & A もっと、いろいろ教えて！

Q

1. どんな農地でも、借り受けてもらえるのですか？

A

農地中間管理機構では、**市街化区域を除く地域の農地**が借り受けの対象となっています。
なお、機構が借り受ける農地の基準は、次のとおりです。

- ① 地域の農地の集積・集約化が進むこと
- ② 再生不能と判定された荒廃農地でないこと
- ③ 形状等から利用が著しく困難な農地でないこと
- ④ 貸し付け可能性が著しく低い農地でないこと

Q

2. 機構が借り受けた農地の貸付先は、どのようにして決めるのですか？

A

地域ごとに作成されている「地域計画」等を踏まえ、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるように貸し付けることとしており、知事の認可を受け貸し付けます。

Q

3. 農地の賃料は、いつ頃、徴収したり、支払われたりしますか？

A

機構が借り受け、貸し付けた農地の賃料は、11月に徴収・支払することとしています。
令和6年度の場合は、具体的には、

- ① 担い手からの賃料の徴収は11月11日に、
- ② 出し手への賃料の支払は11月29日に行います。
なお、相続等で金融口座を変更された場合は、口座変更届の提出をお願いします。